

## 高津区徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は川崎市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱に基づき、徘徊の恐れのある認知症高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 徘徊する可能性の高い高齢者等の把握に努める。
- (2) 地域の関係機関等による、緊急連絡体制及び支援体制の構築を図る。
- (3) 事前登録制の運用
- (4) 川崎市徘徊高齢者発見システム事業の周知を図る。
- (5) 地域における認知症高齢者等とその家族への支援及び本事業の普及啓発に努める。

### (地域の支援体制)

第3条 地域による支援を円滑に実施するため、地域の関係機関による高津区徘徊高齢者等SOSネットワーク（以下「高津SOSネットワーク」という。）を設置する。

2 高津SOSネットワークは、前条の事業を実施するものとする。

3 高津SOSネットワークは、次の各号の協力関係機関から構成するものとする。

- (1) 高津区役所高齢・障害課
- (2) 地域包括支援センター
- (3) その他地域の協力関係機関

4 高津SOSネットワークの連携を図るため、必要に応じ会議を開催することができる。

5 高津SOSネットワークの事務局は、高津区役所高齢・障害課に置くものとする。

### (事前登録)

第4条 この事業を利用する者は、高津区内に居住する徘徊の恐れのある認知症高齢者等で、高津区役所高齢・障害課又は地域包括支援センターに、徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録届（様式第1号）により登録の申出を行うものとする。

2 福祉事務所長は、当該申出後、申出者、地域包括支援センター及び警察署あてに、徘徊高齢者等SOSネットワーク利用決定通知書（様式第2号）を送付する。

3 登録者の情報は、高津区役所高齢・障害課、地域包括支援センター及び警察署で共有するものとする。

4 事前登録の運用の事務局は、高津区役所高齢・障害課に置くものとする。

### (変更)

第5条 この事業を利用する者が、前条の事前登録届の記載事項（氏名、住所（市内転居）、連絡先、かかりつけ医療機関等）が変更になった場合、徘徊高齢者等SOSネットワーク変更・廃止届（様式第3号）により変更の申出を行うものとする。

2 福祉事務所長は、当該申出後、申出者、地域包括支援センター及び警察署あてに、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク利用決定通知書（様式第 2 号）を送付する。

（廃止）

第 6 条 この事業を利用する者が、市外転出、死亡等により事前登録の必要がなくなった場合は、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク変更・廃止届（様式第 3 号）により廃止の申出を行うものとする。

2 福祉事務所長は、当該申出後、申出者、地域包括支援センター及び警察署あてに、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク利用決定通知書（様式題 2 号）を送付する。

3 福祉事務所長が第 1 項の廃止事由を利用者等の申出によらず知り得た場合は、職権により廃止することができる。

（支援要請）

第 7 条 家族等から事前登録者の徘徊発生の連絡があった場合は、徘徊高齢者等 SOS 届（様式第 4 号）を元に、高津区役所高齢・障害課及び地域包括支援センターが連携し、徘徊高齢者等 SOS 届＜依頼＞（様式第 5 号）により関係機関等に情報提供するものとする。

2 未登録者等について、関係機関から協力要請があった場合は事前登録者と同様に対応できるものとする。

3 市内の調整は高津区役所高齢・障害課が行い、市外自治体との調整は健康福祉局高齢者在宅サービス課が行うものとする。

4 本人発見等により支援要請が終了した場合は、徘徊高齢者等 SOS 届＜解除＞（様式第 6 号）により情報提供を行った関係機関が責任を持って、最終報告を行うものとする。

（保護等の対応）

第 8 条 未登録者等で身元判明に時間を要する徘徊高齢者等の対応は、「川崎市養護老人緊急一時入所事業」、「高齢者等短期入所ベッド確保事業」の利用又はその他入所施設、入院機関等に対し、高津区役所高齢・障害課と健康福祉局高齢者在宅サービス課、高齢者事業推進課が連携して協力を依頼するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第 9 条 個人情報は、川崎市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 支援対応をする場合の外部提供情報は、保護条例第 10 条を適用するものとし、その情報は、家族が同意する範囲で発見に必要な最小限度とする。

3 提供先における情報の取り扱いは、保護条例第 4 条及び第 5 条を適用するものとし、高津 SOS ネットワークの事務局は、関係機関に対し個人情報の重要性について周知を図るものとする。

（事業の所管）

第 10 条 この事業は、高津区役所高齢・障害課が所管するものとし、運営に当たっては、

地域包括支援センター等の関係機関と連携して実施する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、福祉事務所長において定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。